

どこが難しいのかを考える－近畿大学人権意識調査を通して

大阪市立大学 非常勤講師 松波めぐみ

1. はじめに

障害のある人を取りまく問題を「人権問題」として位置づけ、人権教育のテーマとして取り組むことは、今日なお十分普及しているとはいえない。国連の人権諸条約の中で、他のマイノリティ問題と比して非常に遅く、2006年12月の国連総会で障害者権利条約が採択（日本は2014年批准）されたことからわかるように、「障害者問題＝人権問題」という認識の遅れは、世界共通ともいえる。とりわけ日本社会においては長らく障害のある人は「保護・福祉の対象」として扱われ、学校教育もほんの少し前まで障害の有無で学ぶ場を分ける「分離教育」が原則であった。

筆者は20年来、障害者の権利獲得運動や介助に携わっており、障害者差別解消法が施行される前年から、市民、公務員、企業関係者等への人権研修・啓発に携わってきた。非常勤講師としても、大学生に「障害者と人権」等の授業を担当している。「障害者といえば福祉」「ボランティア活動で触れる対象」という認識は学校現場や社会教育において強く、2016年の障害者差別解消法という大きな区切りを経ても基本的には変わっていないと感じている。なんとかして障害者権利条約のベースにもある「障害の社会モデル」の考え方を伝えたい、また障害のある人たちが日常的に遭遇する排除や差別をなくしていくためには何が大切なのかを、実践ベースで考えて試行錯誤してきた。ただ、先行研究も少ない中で、何をめざしてどのような実践を行うのかを考えるに際しては、自身の経験、直感に頼らざるを得なかった。

だからこそ、近畿大学人権問題研究所が実施した前回（2013年）および今回の意識調査の意義は非常に大きなものだと考えている。

全般的な傾向、および2013年と2019年の経年変化について、また人権教育における課題については、熊本氏の原稿においてていねいに分析されている。そこで本稿では、調査結果の中で特に筆者が興味深いと思った点、何点かに絞って考察し、今後の教育実践への示唆をいくらかでも提供できればと思う。

2. 調査結果から特に考えてみたい点

2-1 共生意識（問2）から、学校経験を考える

全般的には、前回調査よりも共生意識が高まっていることが読み取れる中で、障害児の学ぶ場に関する問2の2と4の調査結果は示唆的である。

ほかの項目では差別を否定し、合理的配慮を行うことは当然と答えている者が、障害児は別のところで「専門的な教育」を受けるほうがいいと回答するのはなぜだろうか。「それによって困難が軽減する」（本人にとって良いこと）と素朴に信じられている部分もあろうし、それだけでもないと思われる。

本調査の範囲を逸脱してしまうが、近畿大学の所在地である大阪府は、全国でも「障害児も地域の学校でともに学ぶ」実践が盛んな自治体である。学生の出身地は多岐にわたるとしても、これまでの学校生活で障害のある同級生がいなかったケースは稀と思われる。そして出会ったことがある

「障害のある同級生」は、知的障害のある子ども（自閉症の人を含む）が統計上多いはずだ。言葉での意思疎通が難しい、勉強についていけない、教室で何らかのトラブルがあった等の経験から、障害のある人との接触に後ろ向きな態度をとる学生に、筆者は非常勤講師をしている中で多く出会ってきた。中には、「友人」といえる関係を築いた者もいるが多数派ではなく（問6の「高校までの友人」は33%と、さほど多くない。「同級生はいたが友人とはいえない」ということか。）、「この子はどうしてこの教室にいるのか」という疑問を抱いた者が少なくないのである。そこには、「先生がその子にだけ甘い」「暴力をふるわれても、障害があるから仕方がないという周囲の扱いに疑問を感じた」といった経験が伴っていることが多い。それは教育を行う側の課題が存在する。

問2の2と4では「どちらともいえない」という回答が多く（2では約4割、4はさらに多い）、そこにはどう考えていいかわからないという葛藤もうかがえる。4のほうは、クラスでなく「学校」ごと別であるという設問は、小学校で障害のある同級生がいたという経験をまるごと否定するようなものであり、「そう思う」が少ないのは、若干の抵抗感もあったのではないかと思われる。「同じクラスにいると面倒だ」という排他的な意識と、「良かれと思って（そのほうが本人のためだ）」という理屈（これによって正当化したい気分を含め）とが混合されてこうした回答になっているのかもしれない。

「インクルーシブ教育」については、それが「正解」であると教えても納得は得られにくい。分離されず、同じ教室で学ぶことが、障害のある子どもの権利であること、それによって一時的にコンフリクトはあっても、それを通して共に生きる経験をすることがすべての子どもにとって大切なことなのだという認識をもてるような教育実践が望まれる。（また、「何がなんでも、すべての時間に一緒に」というのではなく、手話と出会う権利なども障害者権利条約では規定されている。一時的に別の場所にいたとしても、学校卒業後のインクルージョンという意味で理解できるように導く必要がある。）

なお、6（賃貸住宅）の差別を肯定する者が少数ながらいることは、「今ある社会」に疑問をもたない態度がベースにあるとはいえ、寒々しく感じる。忌避的な傾向が強い者の認識を変えていくためには、やはり知識面の学習とともに、障害当事者との意味ある出会いを経験するための社会的な仕掛けが不可欠だろう。

2-2 「社会モデル、医学モデル」（問3）をめぐって

「障害の社会モデル」は、高校まででも大学においてもほぼ教えられていない教育内容である。「障害」のとらえ方について考えたこともなかったであろう回答者に対して、医学モデル的な考え方、社会モデル的な考え方について問うたことは、一種の教育的な意義があったのではないかと筆者は考える。

「社会モデル」的なとらえ方を支持する者と、そうでない者との間でそれほど大きな違いがみられなかったことについては、2-4で触れたい。

2-3 忌避意識（問4）について

ひとくちに「障害者」「障害のある人」といっても、どのような人を思い浮かべるかで、態度を変える人は少なくない。肢体不自由（車いす使用者など）の人には親切にしたいし同じ教室にいても構わないが、知的障害の人とは関わりたくない、精神障害の人には（実際にそうとわかって接し

たことがなくても) 漠然と「怖い」と感じている — といった人は非常に多い。ただ、この「障害種別の違い」は言葉にされにくい。

そうした表面に出てきにくい忌避感をはっきり見えるかたちで示したのが、問 4 の調査結果といえるだろう。

「三障害」と呼ばれるカテゴリーの一つめ、身体障害(肢体、視覚、聴覚、難病)が最も忌避意識が低く、次に知的障害、そして精神障害についてはきわめて忌避意識が高い数字が出ている。多くの学生は(私学出身など例外はあるにせよ)、少なくとも小学校では知的障害の同級生がいる環境を経験しているはずだが、接したうえで(多少の知識を持ったうえで)忌避意識をもつ学生は実際に少なくないという結果になっている。

それに対し、精神障害ないし精神疾患については、実は大学生の年代での発症も多く、身近な存在であるはずだが、メディア等による刷り込みもあって、偏見から強い忌避意識を持っていることがうかがえる。一緒に講義を受けている学生の中に、当事者がいるかもしれないという想像力はほとんど働いていないだろう。

小中学校の教材でも、ほとんど取り上げられないのが精神障害・精神疾患である。きちんと学ぶ機会がないために、人間関係の悩み等から精神的につらい状態になったとしても「まさか自分か」と思い、相談や受診に踏み切れず、病状を悪化させてしまうことも多いのが精神疾患である。知らないがゆえに偏見を含むニュースを無批判に受け入れたり、身近に当事者がいると知った時に否定的な態度をとったりすることもあるだろう。

最近でも、知的障害および精神障害のある人のグループホームや通所施設が住民の差別的な反対運動によって建設を断念させられるケースが多いことが報じられているが、これは深刻な人権侵害である。忌避意識をもったまま社会人にならないよう、大学における人権教育においてきちんと取り上げる必要があるだろう。その際、当事者の声を聴く機会を作ることも有効だと考える。

2-4 出生前診断(問 5)をめぐって

これについて、女性か男性かで「当事者意識」が大きく異なるのではないかという予測を立てていたが、有意な差はなかった。難しいテーマであるため、前回調査と同様、「わからない」が多いのも当然だろう。

ただ、現実的に「親になる」ことが遠い将来の可能性に過ぎなくても、「出産を選択する」、あえて「検査を受けるつもりがない」という回答をした人に特徴的なことがないかをクロス集計で探ったところ、顕著な傾向が見えたのが、問 3 の 1 と 3、特に 3(「障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、ある程度は仕方がない」)であった(表 1 を参照)。個人に障害がある「から」社会参加がしにくいとして現状を追認し、社会の在り方を変える発想が薄い人ほど、「人工妊娠中絶を選択」し、そうは思わない(社会参加しにくいのは仕方がなくない、不当である)と考える人ほど、検査を受けない、あるいは受けたうえで育てる方向で考えていることがわかる。

なお、問 3(社会モデル意識)の 1 ~ 4 と問 5 のクロス集計を見てわかるのは、問 3 の 2 と 4(社会モデル的な考えを支持するかを問うもの)ではほとんど違いが出ていないことだ。熊本論文にあるとおり、本調査全体を通して、「社会モデル意識」についてあまり有意な差が出なかったのは、問 3 の 2(物理的バリアが原因で社会参加しにくい)、4(誤解と偏見により社会参加しにくい)のどちらもが建前的な「正解」のように捉えられ、個々の価値観があまり出ていないからかも

しれない。「障害の社会モデル」は本来、ただ物理的バリアや偏見が問題だという「正解」を言っているだけのものではなく、障害のない人を中心にできている社会の在り方に、ふだんから意識を向けていくような価値観や態度のありようを示すものだ。今回の問3ではそこまでは問えなかったということかもしれない。どのような問いであれば「社会モデル意識」の測定に適切なのか、今後さらに検討する必要があるだろう。

表1 (問3の3と、問5のクロス)

		障害のある人が社会参加しにくいのは、本人の障害が原因だから、 ある程度は仕方がない					合計	
		そう思う	どちらかと言え ばそう思う	どちらとも 言えない	どちらかと言え ばそう思わない	そう思わ ない	無回答	
出生前診断を受けたとして、胎児に障害があると分かっ たらどうするか	人工妊娠中絶を選択する	27 8.3%	80 24.5%	102 31.2	63 19.3	54 16.5	1 0.3	327 100.0%
	出産を選択して育児に備える	12 3.5%	44 12.9%	82 24.1%	100 29.4%	101 29.7%	1 0.3%	340 100.0%
	そもそも出生前診断を受けるつもりがない	4 1.8%	26 11.8%	52 23.6%	60 27.3%	76 34.5%	2 0.9%	220 100.0%
	わからない	26 3.6%	114 15.9%	239 33.3%	172 24.0%	165 23.0%	1 0.1%	717 100.0%
	無回答	0 0.0%	3 27.3%	3 27.3%	1 9.1%	3 27.3%	1 9.1%	11 100.0%
	合計	69 4.3%	267 16.5%	478 29.6%	396 24.5%	399 24.7%	6 0.4%	1615 100.0%

2-5 差別の現状認識 (問11) について

障害のある人が受けている「差別」というと、「いじめ」など個人間の関係を思い浮かべられるのは、日本社会における「差別」のとらえ方からすると一般的なことだ。障害者権利条約の内容を学べば、どのような「権利」が守られておらず、権利が制限されているか明らかになるが、そうした学習はほとんど行われていない現状だ。

よって、調査において、最も認識されているのが学校での「いじめ」であり、次いで就職活動というのは、大学生ではやむをえないことであろう。

筆者が気になったのは、「情報伝達やコミュニケーション手段（手話・点字・要約筆記等）を利用できない」という差別が3割ほどしか認識されていないことだ。これも、視覚障害や聴覚障害のある人がどのような生活をしているか、あるいは大学で学んでいるかといったことを知らなければ、設問の意味もわからないかもしれない。重要な権利保障の一つとして、学習内容に含まれてほしいと思う。

2-6 「差別」と「合理的配慮」への理解について（問 13）

問 13 の 1 については、「差別ではない」と考える人が圧倒的に多かった。

問 9 の「障害者差別解消法を知っているか」について、「法律の内容も含めて知っている」と答えた者の中でも、「そう思う」（法律に照らせばこれが正解である）と答えたのは、わずか 5.1% であった（表 2）。「どちらかといえばそう思う」を加えても 2 割に満たない。本当に「法律の内容」を学んだのかと言いたくなるが、ここにはいくつもの人権教育上の課題が横たわっているように思う。

表 2 （問 9 と問 13 のクロス）

		施設の管理者が、「安全の確保」を理由に、耳の不自由な人の利用には「聞こえる人の付添い」を条件とすることは「差別」にあたる						合計
		そう思う	どちらかといえばそう思う	どちらとも言えない	どちらかといえばそう思わない	そう思わない	無回答	
障害者差別解消法を知っているか	法律の内容も含めて知っている	6 5.1%	14 12.0%	19 16.2%	43 36.8%	33 28.2%	2 1.7%	117 100.0%
	内容は知らないが法律ができたことは聞いたことがある	13 2.3%	62 11.2%	132 23.7%	158 28.4%	188 33.8%	3 0.5%	556 100.0%
	知らない	34 3.6%	67 7.2%	262 28.1%	216 23.1%	349 37.4%	6 0.1%	934 100.0%
	無回答	0 0.0%	0 0.0%	1 12.5%	1 12.5%	0 0.0%	6 75.0%	8 100.0%
	合計	53 3.3%	143 8.9%	414 25.6%	418 25.9%	570 35.3%	17 1.1%	1615 100.0%

これほどまで差別だと「思わない」回答が多かったのは、障害のある人に対して冷淡であるからというわけではないだろう。考慮すべき背景を三点ほど挙げたい。まず、障害者差別解消法でいう「差別」の概念が理解されていないことだ。先ほども述べたとおり、日本社会で一般的に使われている「差別」という言葉が心情的な「好き嫌い、忌避意識」を想起されやすく、「それは差別である」といえば人格まで非難しているような重い響きがある。障害者差別解消法でいう「差別」はそうではなく、具体的な「ある場面で何をしたら差別になるか」を定め、その行為をなくしていくことを目的としているのだが、その点がほとんど理解されていないことを筆者は常々感じている。「差別」というのは言い過ぎではないか、というニュアンスを感じる。（これは問 13 の 4 においても「そう（差別だと）思わない」という回答が多いこととも関係するだろう）

二点目は、障害者は保護の対象ではなく、自身の経験に基づく知恵や判断力をもって生活している「主体」であるという視点が欠けていることである（実際の差別事例の多くは、障害者の主体性を認識できないことから起こされている）。付き添いがいないと何もできない人、という想定やそれに基づく扱いは障害のある本人の尊厳を傷つけるのだ。

加えて、障害当事者の実際の生活のリアリティを知らないということも関係するだろう。聴覚障害のある人、特に手話を使い「ろう者」と自認する人たちにとって、手話という共通言語をもつ家族や仲間と一緒に外出することはごくごくありふれた日常そのものである。聞こえる人とのコミュ

ニケーションも、地域や職場で日常行っていることである。わざわざ「付き添い」として聞こえる他者を連れてくるよう求められるいわれはないのである。

にもかかわらず、この問 13 の 1 が「差別」だと考えない人が多いのは、「安全」のためという言葉の前に思考停止してしまっていることもあるだろう。安全のために付き添いを求めているのに（善意、パターナリズム）、「差別」だなんてとんでもないということだろうか。

問 13 の 1 は、実際によく起こっている差別事例である。（新聞報道されたものに限っても、2018 年 5 月の東京都での「レゴランド事件」などが挙げられる）なぜこれが「差別」になるかわからない人が多いからこそ、人権教育の一環として学習する機会がぜひとも必要であろう。

3. おわりに

冒頭でも述べた通り、この調査は障害者差別解消法の施行から 4 年を迎える現在、非常に重要で興味深いものである。まだまだ掘り下げて分析すべき点は多いが、次の機会に譲りたい。

この調査では、全体として障害のある人に肯定的な態度をとり、行動する意欲もある「共生意識が高い」学生が一定数いることを確認できたことは、筆者にとって力づけられる思いであった。しかし、それでも「障害の社会モデル」の考え方や障害者権利条約について学んだことがないことが大きな要因となって、「専門性」「安全」といった言葉の前で思考停止し、差別や合理的配慮について適切に理解できていない実態が明らかになった。

人権学習の目的は「知識から行動へ」などとよく言われる。障害のある人に関わるボランティア活動は、行動の有効な選択肢である。しかし、ともすれば「何かしてあげる対象」としてパターナリスティックに障害者をまなざし、社会環境のバリアに目が向けられないことも起こりがちだ。自分が生きてきた社会にどのようなバリアがあったのか、なぜ気がつかなかったのかを反省的に考察するような学習が大切だと筆者は考える。そのためには、やはり障害当事者運動によって「障害」の社会モデルの考え方が確立してきた歴史、平等を実現するための障害者権利条約・障害者差別解消法の中身についての学習、権利が守られていない実態・事例とそれを変えようとする現在進行形の取り組みについても学んでほしいと思う。本調査が、今後の人権教育に活用されることを心より願っている。